

“男女共同参画週間”的お知らせ

毎年、6月23日から29日までの一週間は
「男女共同参画週間」です。



平成29年度のキャッチフレーズは「男で〇、女で〇、共同作業で〇。」

男性と女性が、職場、学校、地域、家庭等で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のためには、国や地方自治体だけでなく、みなさん一人一人の取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



梅雨



“とちぎ県民のつどい”的お知らせ

日時 平成29年6月24日土 10:00~15:00

男女共同参画社会を考える
“とちぎ県民のつどい”を開催します。

場所 パルティ とちぎ男女共同参画センターホール
(宇都宮市野沢町4-1)

内容 午前の部 活動団体の事例発表
午後の部 記念式典
講演会「文化を変える、ということ」
講師:江川 紹子 氏(ジャーナリスト)

問い合わせ
栃木県女性団体連絡協議会 事務局 栃木県人権・青少年男女参画課
(火・木10:00~16:00)
028-665-7710 028-623-3074

編集後記

6月10日は時の記念日！「光陰矢の如し」「時は金なり」「思い立つ日が吉日」の諺は時間の大切さを教えてくれています。誰人にも平等に与えられ、当たり前のように流れてくる時間。それもいつか止まる時か…。そんな時、彩り豊かな人生だったと笑っている自分でいたい。何のために、時間を使うのか！時間の使い方は、そのまま“命”的使い方になるのではないかでしょうか。



作:miina 絵:daisuke

編集委員／阿久津一志 大住みどり 菊池和子 菊地千恵 鈴木房代 柳場美枝子
編集／みいな編集委員会 発行／那須塩原市企画部市民協働推進課
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
Tel:0287-62-7019 Mail:kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp



～「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定しました～

家庭では

男性も、女性も、大人も、子どもも、一人一人の人权が尊重され、ふれあいのある家庭を築いています。また、家事、子育て、介護などを協力しながら、喜びも責任も分かれ合い、豊かで充実した家庭を築いています。

那須塩原市が
めざす姿



職場では

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、個性や能力を十分に発揮しています。男女が共に育児休業を積極的に利用し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現により、ゆとりと充実感を持つ生き生きと働いています。



地域では

男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人一人の考え方や人権が尊重され、自治会・子ども会などの活動にいきいきと参画しています。また、地域における方針の立案や決定過程で、男女がお互いを尊重し、役割と責任を担うことにより、住みよい地域づくりに貢献しています。

男女共同参画社会って何だろう？

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会です。

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が夢や希望を実現できる社会をめざします！



「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」の策定
男女共同参画推進事業者表彰制度のお知らせ

2・3ページ

男女共同参画週間のお知らせ・とちぎ県民のつどいのお知らせ
四コマ漫画「梅雨」 編集後記

4ページ



「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定しました

那須塩原市では、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の理念を実現するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」(平成19年3月策定)から「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」(平成24年3月策定)を定め、様々な施策・事業を展開してきました。

その後、国においては、平成25年に「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」が改正され、平成27年に「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が成立しました。

このような状況を視野に入れながら、これまでの取組みを引き継ぎ、発展させる新たな行動計画として、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」(平成29年度～33年度)を策定しました。

※行動計画は市役所・各支所・各公民館及び市HPで閲覧できます。

計画の基本目標

次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

基本目標 I

男女共同参画の意識づくりと環境整備

* 男女共同参画意識の醸成

- ・男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発
- ・男女共同参画フォーラムの開催
- ・男女共同参画社会に関する市民意識調査など

* ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの啓発
- ・子育て相談
- ・高齢者総合相談支援など

* 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

- ・家庭教育セミナーの開催
- ・家庭教育オピニオンリーダーの育成
- ・多様な進路選択の指導など

めざす目標値

男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考え方を持つ人の割合

目標値
(33年度)
3.5%以下

現状値
(27年度)
7.7%

基本目標 II

男女の人権尊重と暴力の根絶

* 人権意識の醸成

- ・人権相談
- ・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発
- ・性的指向や性同一性障害に関する啓発・情報の提供など

* 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ・DV防止のための啓発
- ・DVに関する相談支援
- ・DV被害者の自立支援体制の充実など

* 生涯を通じた男女の生活環境の整備

- ・自殺防止対策
- ・生涯スポーツの普及
- ・生活困窮者に対する相談体制の充実など



デートDVに関する高校生出前講座

めざす目標値

夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合

目標値
(33年度)
100.0%

現状値
(27年度)
68.8%

基本目標 III

あらゆる分野への男女共同参画の推進

* 地域活動における男女共同参画の促進

- ・生涯学習出前講座(行政編)(市民編)
- ・協働のまちづくり推進協議会の運営
- ・自主防災組織育成支援など

* 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ・審議会等の男女比率の改善
- ・女性の人材登録
- ・団体の育成・支援など

* 就労の場における女性の活躍推進

- ・男女共同参画推進事業者表彰
- ・就労・職業能力開発支援に関する情報提供
- ・家族経営協定締結の推進など

めざす目標値

職場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合

目標値
(33年度)
30.0%

現状値
(27年度)
24.7%



男女共同参画推進事業者表彰制度のお知らせ

本市では、男女共同参画社会の実現を目指すため、男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。次のとおり募集しますので、ぜひご応募ください。

対象となる事業者 市内に事務所または事業所を有する事業者(国、地方公共団体等は除く)

表彰基準 以下の取り組みを積極的に行っていている事業者

- 性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取り組み
- 仕事と家庭生活、その他の活動との両立を支援するための取り組み
- 男女の権利に配慮し、男女がともに働きやすい職場の環境整備のための取り組み
- その他、男女がともに参画できる社会づくりに向けた取り組み

募集期間 平成29年6月19日㈪～8月21日㈪

応募方法 応募用紙と事業者の概要が分かる資料を添えて、市民協働推進課に提出してください。

※応募用紙は、市民協働推進課窓口で配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。



高塙技研工業株式会社
ソルテック工業株式会社



平成28年度
受賞事業者



林工業株式会社

策定にあたっては市長の諮問機関である男女共同参画審議会へ諮問を行い、3回の審議を経て策定を行いました。また、パブリックコメント(市民意見募集)では、市民の皆さんより貴重なご意見を寄せいただきました。ご協力ありがとうございました。今後は本計画を基に、男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆さまとの連携・協力を図りながら、各種施策を推進してまいります。